

第4節 空家等対策の実施体制

(1) 地域住民、所有者等からの空家等に関する相談への対応

空家等に関する相談対応は、本市では市民部防犯・交通安全課に窓口を一元化します。その上で、必要に応じて関係部署との協力・連携により、相談・情報提供への対応を強化し、地域住民、所有者等の悩みに対し解決・改善に努めます。

図表 47：管理不全空家等の相談・情報提供における関係部署の連携体制

相談・情報提供の内容	主担当課
防犯、その他	防犯・交通安全課
ねずみ族・衛生害虫の発生	食品・環境衛生課
樹木の繁茂・越境	環境政策課
雑草の繁茂・越境	環境対策課
ごみの放置など	資源循環推進課
老朽空家等	建築指導課
草木等の道路越境	道路環境整備課
倒壊・建材の落下等のおそれにかかる緊急対応	消防組合予防課
空家等への侵入防止、周囲の燃焼のおそれ	消防組合予防課

(2) 空家等の状態、所有者等の調査

地域住民から空家等に関する情報提供があった場合には、敷地外からの空家等の現地調査、周辺住民からの聴き取り調査、不動産登記簿や戸籍等のほか、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の活用による所有者等調査を行います。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展に伴い、所有者等調査などの効率化を図るため、民間事業者等が提供する新たなサービス等の活用を検討します。

なお、これらの調査で得られた情報に基づき、所有者等に対する助言・指導の必要性を検討します。

(3) 空家等調査の実施

今後の市内の空家等を把握するため、地域住民からの情報提供内容を空家等情報として蓄積していくとともに、庁内関係部署と連携し、水道使用状況等から継続的な空家等の実態把握に努めます。

また、5年ごとに実施される住宅・土地統計調査結果から市内全域の傾向を把握していくとともに、本計画に定める施策の進捗状況、社会・経済情勢の変化等に応じ、空家等実態調査の再実施を検討します。